

## 船舶事故調査報告書

平成22年3月11日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成21年7月9日 16時20分ごろ
発生場所	北海道函館市臼尻漁港の東方沖4海里（M）付近 （概位 北緯41°56.2′ 東経141°02.9′）
事故調査の経過	平成21年7月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第1竜恵丸、6.6トン HK2-21055（漁船登録番号）、個人所有 13.52m(Lr)×3.37m×1.03m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数110、昭和61年5月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成4年10月9日 免許証交付日 平成19年7月12日 （平成24年10月8日まで有効） 甲板員（船舶所有者） 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和54年7月27日 免許証交付日 平成19年7月12日 （平成25年1月12日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室内部及び甲板上構造物が全焼
事故の経過	本船は、主機の修理を行う目的で、平成21年7月9日15時30分ごろ、船長及び甲板員が乗り組み、僚船Aにえい航されて根拠地の木直漁港を出航し、上架設備のある臼尻漁港に向かった。 本船は、船長が操舵室で僚船Aとの無線連絡に当たり、甲板員が船首のビット付近でえい航索の監視を行っていた。 16時20分ごろ、臼尻漁港の東方沖4M付近で、甲板員が、操舵室後ろにある船員室後部から黒煙が上がっていることに気付き、船員室後部に駆けつけて出入口から室内を確認しようとしたが、充満した煙と熱のため立ち入ることができず、消火器も船員室内にあったので消火作業ができなかった。 本船は、僚船Aが本船に接舷し、散水ポンプによる放水を船員室内に向

	<p>けたものの効果がなく、船員室上部に置かれたプロパンガスボンベが火に包まれるおそれが生じたので、船長及び甲板員が僚船Aに移乗した。</p> <p>甲板員が所属漁業協同組合に通報後、組合の各支所から来援した僚船約30隻により消火が行われ、本船は、17時25分ごろほぼ鎮火し、臼尻漁港北防波堤港にえい航され、消防車2台で待機中の消防隊によって鎮火が確認された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし</p> <p>海象：平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、平成10年に中古で購入後、9月～12月の刺し網漁漁期のみ運航されており、その他の期間は木直漁港に係留されていた。</p> <p>船体は、上甲板下の中央部に機関室が、上甲板上の中央部に操舵室と船員室が配置されていた。</p> <p>機関室は、湿気が多かったが、購入時に既に故障していた換気ファンがその後も修理されず、内壁及び床が水滴により常に濡れた状態であった。船員室内にある機関室出入口が、室内の湿気を逃すため常に開放され、事故当時、船員室の出入口も開放されていた。</p> <p>本船の電気設備は、平成20年12月に電機修理業者が、船員室内に装備された集合分電盤のブレーカーを交換した際、端子の緩みやゴミの付着及び電線の変色等の異常がないことを確認していたが、絶縁抵抗が測定されたことはなかった。</p> <p>バッテリーは、電圧が12ボルトのものを2個直列とした24ボルトで、船内給電用が機関室後部に、主機始動用が左舷船尾寄りにそれぞれ設置されていた。</p> <p>船長及び甲板員は、いずれも喫煙するものの、事故当日は船員室及び機関室には入室しなかった。また、暖房器具は、船員室及び機関室には置かれていなかった。</p> <p>船員室は、事故当日、室内天井部にある蛍光灯1基が点灯されていた。</p> <p>本船の焼損状態は、操舵室及び船員室が焼け落ち、褐色に変色した主機が露出するなど、船体中央部の焼損が激しかった。</p> <p>機関室中央にある主機の右舷側後方には、船内給電用バッテリーから延びる電線が途中で焼き切れて残っており、配線の詳細は判別できなかったが、同電線には短絡痕が残っていた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 なし</p> <p>本船は、機関室の湿気が多かったこと及び機関室の出入口が常に開放されていたことから、湿気や潮風の影響により、機関室内の電気系統の絶縁抵抗が低下していた可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、居住区から黒煙が上がった状況から、船内給電用バッテリーからいずれかの機器に通じる電線に短絡が生じて電線被覆から発火し、延焼した可能性があると考えられるが、発火の経過については明らかにすることはできなかった。</p>

原因	本事故は、臼尻漁港東方沖において、本船が僚船にえい航されて航行中、機関室から出火したため、発生した可能性があると考えられる。
----	--